



E3PA クリオネだより

発行人 松浦 豊 (会長)

<http://www.e3pa.com>

・本紙バックナンバーはホームページに掲載してあります

〈事務局〉104-0041 東京都中央区新富1-16-8
電話 03-3553-5681 FAX 03-3553-5684

新しい「認証登録基準」を図解

1年間で準拠していただく必要

平成22年度から施行された新しい認証ステータス登録基準——現会員に関しては、猶予期間（1年）を挟んで、23年4月からの適用となります。この間に、設備や資材を高度化させながら、新しい基準に準拠していただく必要があります。

新基準の内容については、すでにお知らせ済みですが、ご理解を容易にするために、下掲のように図

案化して、ホームページに掲載いたしました。

「オフセット枚葉印刷/UV印刷方式」および「オフセット輪転印刷方式」とも3段階のステータスごとに、刷版工程—印刷工程に必要な要件を、象徴的な字句を用いながらわかりやすく図解してあります。上位のクラスほど、下位の要件も合わせてクリアしていることとなります。

図の枠は、一つの印刷工場を意味していて、工場として、環境対応能力があるかどうかを問われます。適合した工程で刷られた印刷物だけに、クリオネマークを掲載できるのです。

■ オフセット枚葉印刷・UV印刷方式



■ オフセット輪転印刷方式



■ 事業案内

日欧・環境フォーラムを主催

低炭素社会の実現へ何をすべきか

当協議会の創立5周年記念行事の第2弾として、来たる6月13日に『日欧・印刷環境フォーラム』を開催することとなった。

CO₂を削減するには、印刷物製作の全工程にわたって排出量を管理する「カーボン・マネジメント」への取り組みが欠かせない。環境経営の柱に据えて実行に移し、企業姿勢を消費者に示す必要がある。

当日は、先行するヨーロッパの印刷業界から第一人者を講師として招請し、グローバル視点に立った環境対応のあり方を学ぶ。また、日本の有識者によるトークショーを通じて、印刷会社が今後取り組むべき方向と課題を探ることになっている。

低炭素社会の実現に向けて、的確に実践するための基礎知識を得ていただくために、会員各位の多数の参加をお待ちしている。

開催要領は次のとおり。

- ・主催 環境保護印刷推進協議会/
 (社)日本印刷産業連合会
 - ・後援 (財)印刷図書館
 - ・日時 6月23日(水) 午後1時30分～5時
 - ・会場 日本科学未来館「みらいCANホール」
 (東京都江東区青海2-3-6)
 - ・参加 無料
 - ・内容 基調講演「ヨーロッパにおける環境保護印刷の理念とは何か?」/トークショー「わが国企業は、将来に向かってどう取り組むべきか?」/事例紹介「低炭素社会の実現へ、ヨーロッパの企業は何をしているか?」
- ※詳細な内容については、別途ご案内しています。



クローゼ講師

『クリオネ・レポート』を刊行

ガイドブック、PRツールとして

当協議会が編纂を進めてきた平成22年版の環境保護印刷白書『クリオネ・レポート』が、4月末に完成、5月初旬にご案内できる運びとなった。

本書は、協議会の位置づけを明確にするとともに、事業活動の成果を業界内外に周知する目的で発行するもの。会員各社にとっても、実際に環境対応に取り組むときのガイドブック、顧客への提案に利用する際のPRツールとしての意味合いがある。

印刷産業における環境保護の現状や最新事情を、ひと目で把握できるよう、掲載内容は講演要旨、実務家への依頼原稿、参考資料（新登録基準解説書）などでまとめられているのが特長。

主な掲載項目は次のとおり。A4判80ページ。

- ・印刷産業における環境対応の動向
 (カーボンフットプリント制度、ほか)
 - ・環境保護印刷推進協議会の活動
 (新しい認証ステータス登録基準、ほか)
 - ・クリオネセミナー、記念講演会における講演要旨
- ※本書の配布に際しては、新しい登録基準を平易に解説したパンフレットを添えて、お渡します。



◀ 環境保護の現状や最新情報がひと目で

「使いやすさ」も「効き目」も犠牲にしない、次世代の環境対応型薬品群。



環境対応型印刷関連薬品群 [エコリ-ケミカルシリーズ]

ECOLI-CHEMICAL SERIES

nonVOC-ECOLITY 高性能non VOC湿し水
zeroIPA-ECOLITY 20 完全ゼロIPA湿し水
ECOLITY-1/2 新世代CTP/PS湿し水
ECOLITY-W1 オフ輪用湿し水

富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社
本社 〒101-8452 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地 竹橋安田ビル 03(5259)2300 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>

※本紙はFujiXerox C1000Pressで出力しました。

平成22年度を迎え、当協議会においても新しい事業方針のもと、新たな事業活動に取り組む時期がやってきた。具体的な内容については、6月23日の定時総会における承認を経る必要があるが、前年度からの継続事業については、すでにスタートさせている。4月19日に開催された理事会で検討した事業計画(案)の骨子は、以下のようになっている。

幅広い視野で環境貢献へ

平成22年度の事業がスタート

新しい「認証登録制度」へのスムーズな移行をはかることを最優先としながらも、環境貢献を考える際、CO₂削減やデジタル印刷など“付帯する条件”を、これまで以上に幅広く捉える必要が出てきた。そこで、具体的な評価・評定をおこなう適切な方法を調査研究し、かつ、環境保護印刷実現の一助として導入しやすいように、マーク運用ルールの制度化などについて、鋭意検討していくこととした。

なかでも、CO₂削減に力を注いでいく姿勢を、内外に示す意味があることから、創立5周年記念行事として「日欧・印刷環境フォーラム」を開催し、カーボン・マネジメントへの取り組みを促すことになった。

[主な事業計画] (案)

- ・新しい認証登録基準の普及と入会資格の整備
- ・新「クリオネマーク」の格付けと社会的な周知
- ・対応／推奨製品リストの再構築・再整備
- ・「洗浄油」に関する認識の浸透と円滑な導入
- ・CO₂低減を念頭においた「環境経営」実現の支援
- ・デジタル印刷バージョンの導入に関する検討
- ・環境保護印刷に資する付帯的条件的評価・評定
- ・創立5周年記念イベントの企画開催
- ・事業目的に沿う具体的活動（クリオネセミナー、会員交流会の開催、各種展示会への参画、ほか）



今後の事業活動について協議する理事会（4月19日）

地球温暖化対策の話題

いよいよ始まった

CO₂排出量の

企業にCO₂の削減を義務づける「キャップ&トレード制度」(C&T)が、この4月から東京都でスタートした。各企業に排出の総量を減らすことを求めると同時に、企業同士で排出量を取引することも認める制度で、日本で初めての実施となった。

排出量取引が前提にある大企業視点の制度というきらいがあるが、義務を履行できなかった場合の罰則（課徴金など）規定もあり、確実に目的を達成する削減対策として、有効性が注目されている。

国内、海外とも次々に施行の動き

国レベルでは「地球温暖化対策基本法」(案)のなかに、国内における排出量取引制度を創設することが盛り込まれており、早ければ2013年の施行が考えられている。地方自治体では東京都に続いて埼玉県でも、2011年から「目標設定型排出量取引制度」をスタートさせる方針だ。

東京都と埼玉県の動きを受け、首都圏の千葉、神奈川両県、さらに政令指定都市である横浜、川崎、千葉、さいたまの4市を加えた8都県市で、共同で排出量取引制度を運営する「首都圏広域連合」構想も明らかにされた。実現すれば、事業所は自治体の境界を超えて排出量を取引できることになる。

EU(欧州連合)で2005年から実施されている「EU-ETS」(域内排出量取引制度)が、このキャップ&トレード方式を採用し、先行している。アメリカでも、同国が排出する温暖化ガスの取引にキャップ&トレード方式を導入する「クリーンエネルギー法」案の採択を急いでいる。

同じようにICAP(国産炭素行動パートナーシップ)に参画するカナダ、オーストラリア、ニュージーランドの各国もこれに追随。国同士の売買もあって、世界全体での排出量取引規模は、倍々ゲームで拡大の一途を辿っている。

2020年までに25%削減(1990年比)させるという国の基本方針、京都議定書の目標達成もからみ、企

「キャップ&トレード制度」

削減を義務づけ、企業間の取引も認める

業にとっても、地球温暖化防止のためのCO₂の削減が、いよいよ待たなしの時代に入ってきたといってよい。環境経営を実行するうえで、避けて通れない“必須科目”となってきた。

■排出枠を超えた部分は売買で相殺

それでは、「キャップ&トレード」とは何か。

国や自治体がまず、制度の適用を受ける対象事業所全体の温暖化ガスの総排出量を決め、事業所ごとに排出枠(=キャップ)を割り当てる。対象となった事業所には、実際の排出量を、割り当てた排出枠以下に抑制することを義務づける。

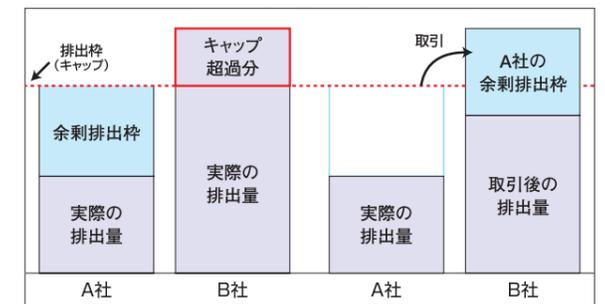
もし、自社の枠(上限)を上回ってしまった場合は、他の対象事業所が義務を超えて余らせた枠を買い取り(=トレード)、自社の排出削減分としてカウントすることができる。超越分をこれによって相殺すれば、排出量の削減義務をクリアしたことを認めるというものだ。

製品の生産に伴うCO₂排出量のうち、どうしても削減できない部分を、他社から購入した削減量でカバーするという「カーボン・オフセット」と、基本的には同じ考え方に立つ。企業は、環境に配慮した製品として消費者にアピールでき、有利なマーケティング戦略を展開できるのは周知の通りである。

先行した東京都(特定地球温暖化対策事業所、約1,400か所)、続く埼玉県(大規模な600事業所)の場合、対象となる事業所は、燃料や熱、電気などのエネルギー使用量が原油換算で3年連続して年間1,500kl以上という線引きがなされており、該当した事業所は、最初の5年間、基準排出量(計算ベース)比で6~8%減の削減を要求される。

排出枠を割り当てる方法としては、①過去の排出総量の実績をベースにして決める「グランドファザリング方式」、②業種ごとの排出原単位(生産量や売上高など特定の単位当たりの排出量)を基準に決める標準効率ベースの「ベンチマーク方式」、③必

「キャップ&トレード制度」の概念



要な排出枠と購入価格を入札して決める金銭ベースの「オークション方式」——の3通りがある。

■中小企業にも波及的な効果がある

企業は、法的な義務をクリアするために、省エネ化や再生可能エネルギーの活用などで、排出量を減らさなければならない。ただし、自社で取り組んだ温暖化ガスの削減コストと、他社から購入する場合のコストを比較して、より負担の小さい方(安い方)を選ぶことが可能だ。

取引を認めている以上、自社で削減に成功すれば、他社に余剰の排出枠を売却することもできる。社会全体の削減コストを抑えるとともに、自社における省エネ設備への投資意欲を刺激するという効果も期待できる。CO₂の削減効果が高い設備を導入すれば、その分、排出量を売却することが可能で、その収入で投資回収期間を短縮できることになる。

事業所同士で排出量の過不足分を売買できることから、排出量の多い事業所は排出枠の購入に必要な費用を抑えようと努力し、一方、少ない事業所は、排出枠を売って利益を得ようと努力するだろう。

中小企業の場合、今のところ、同制度によるCO₂削減義務を負うことはないが、企業努力としての排出枠を売ることは可能だ。社内の削減意識を高める効果、産業全体を通じて省エネ化の取り組みを促進する効果が期待できると、専門家は分析する。